

日本臨床検査医学会 2018 年度 第 1 回 臨床検査専門医・管理医審議会 議事録

日時：2018 年 6 月 23 日（土）13：00～15：00

場所：日本臨床検査医学会 事務所

出席者（10 名）

矢富 裕（審議会委員長，評議員審査委員長；理事長）

山田俊幸（審議会委員；副理事長）

村上正巳（研修施設・指導者認定委員長，Subspecialty 検討小委員会委員長）

菊池春人（受験・更新資格審査委員長）

宮地勇人（試験委員会委員長）※30 分の出席

木村 聡（臨床検査専門医制度検討委員長）

古川泰司（2018・2019 年度 臨床検査専門医試験実行委員長）

東田修二（2018・2019 年度 臨床検査管理医試験実行委員長）

佐藤尚武（日本臨床検査専門医会代表）

橋口照人（教育委員長）

矢富裕委員長より開会宣言の後、議事を進行した。

1. 研修施設・指導者認定委員会報告（山田俊幸 副理事長、村上正巳 委員長遅刻のため）

1) 2018 年 7 月 1 日付再認定施設審査結果について

新規申請 1 施設、再認定 4 施設 {前回 認定 5 年 1 施設、認定 2 年 2 施設、教育関連特殊施設 2 年 1 施設} があった。

昨年までは、再認定手続きが必要だったが、本年 4 月以降、日本専門医機構 新専門医制度による研修が開始され、学会専門医制度による研修開始はないため、2018 年 4 月以前に日本臨床検査医学会の制度で研修を開始し、現在も継続して学会専門医の受験を目指している研修者がいる施設が申請の対象となる。

ただし、この場合でも日本専門医機構基幹施設に認定されている場合は、学会専門医制度での認定も兼ねるとみなされ申請は不要である。

本件を該当の施設に通知し、再認定が必要か不要かの問合せをした。その結果、再認定該当施設の 4 施設は、すべて申請不要であった。

ただ、新規に申請のあった 1 施設は、2018 年 4 月以前に学会の制度で研修し臨床検査専門医を目指している研修者がおり、日本専門医機構基幹施設ではなく連携施設のため、本認定は必要となり、学会の教育関連特殊施設 2 年と認定することが承認された。

2) 認定取り消し申請施設について

1 施設（認定病院：5 年）から、2018 年 3 月末日で常勤の臨床検査専門医の退職により、当会認定研修施設の取り消し申請があり、承認された。

2. 受験・更新資格審査委員会報告（菊池春人 受験・更新資格審査 委員長）

1) 臨床検査専門医更新（2018/1/1 付）申請者について

2018 年 1 月 1 日付の臨床検査専門医更新者で、2017 年 12 月 31 日までの 5 年間に更新単位を満たしていたが、更新申請が遅れた 2 名について単位等を確認し、2018 年 1 月 1 日に遡っての専門医更新が承認された。

2) 臨床検査管理医更新（2018/1/1 付）申請者について

2018 年 1 月 1 日付の臨床検査管理医更新者で、2017 年 12 月 31 日までの 5 年間に更新単位を満たしていたが、更新申請が遅れた 1 名について単位等を確認し、2018 年 1 月 1 日に遡っての管理医更新が承認された。

3) 第 35 回臨床検査専門医受験者 資格審査結果について

受験・更新審査委員会の審査結果に基づき審議され、新規受験希望者 19 名は、全員受験資格要件を満たしており、受験資格ありと承認された。

4) 第 10 回臨床検査管理医受験者 受験資格審査結果について

受験・更新審査委員会の審査結果に基づき審議され、受験希望者 39 名は、全員受験資格要件を満たしており、受験資格ありと承認された。

5) 日本臨床検査医学会認定臨床検査専門医更新資格について

臨床検査専門医の認定更新に必要な単位表の改定の提案が 2 件あった。

1. 「リスクマネジメントに関する講習会」について

日本臨床検査医学会医療安全委員会が主催するリスクマネジメントに関する講習会と日本専門医機構共通講習（医療安全）があるが、日本専門医機構 共通講習（医療安全）についても 2 単位で学会専門医更新の必須単位（5 単位）として認定する提案があり、学会専門医更新単位の 5 単位とすることが承認された。発効は、理事会での承認後となる。

2. 「その他の関連学会および日本医師会生涯教育研修会」について

現在「日本医師会生涯教育研修会」という名称の研修会は存在しないため、「日本医師会生涯教育研修会」を削除し、「その他の関連学会が主催する講演会、教育セミナー」と改定することが提案され、承認された。発効は、理事会での承認後となる。

3. 試験委員会報告（宮地勇人 試験委員会 委員長）

3 月 1 日、4 月 8 日に開催された試験委員会・試験実行委員会の議事録が提示され、以下が報告された

・試験委員会、専門医および管理医試験の 2018 年度の活動方針、専門医試験出題基準、出題範囲の公示、出題方針、問題のブラッシュアップ、筆記試験、実地試験、合格基準、試験問題の公開等について協議したこと。

・管理医受験者への専門医試験のアピールのため、専門医と管理医試験を同時に同会場にて実施すること。ただ、両方を受験したいという希望は数件あった。

・医療法等改正で、部門の責任者には一定の業務経験が求められる。精度確保の責任者と兼務が可能であるため、専門医試験で精度管理に関する知識、遺伝子関連検査・染色体検査の基本的な事項を問う必要があること。

・遺伝子関連検査・染色体検査は、新専門医制度でのプログラム制による専門研修終了者が初めて受験する 3 年後までに科目を設置し、カリキュラムの変更、サブスペシャリティ資格との関係、更新要件の検討をすべきとなったこと。

試験問題の公開については検討され、筆記試験（MCQ、記述式問題）各領域 5 題を確認し、専門医試験終了後に、教育委員会、編集委員会で解説、正解を付して「臨床病理」に掲載していくこととなった。

4. 第 35 回臨床検査専門医認定試験 試験実行委員会報告（古川泰司 試験実行委員会 委員長）

第 35 回専門医認定試験は、8 月 4-5 日（土日）に、帝京大学板橋キャンパスで実施予定である。

3 月 1 日に第 1 回試験委員会・試験実行委員会合同会議開催後、第 2-4 回の実行委員会会議（4/8、4/28、5/27）を学会事務所で開催した。今後、実行委員会として 2 回（6/30 学会事務所、7/14 現地）、現地確認を 1 日（7/28）予定している。

現時点、筆記試験は、各領域の MCQ 問題、記述問題は、実行委員会で確定したもの、領域内で確定したものがあるが、6 月 30 日の第 5 回実行委員会ですべて確定する予定である。

実技試験については、第 34 回試験とほぼ同様のスキームで実施可能と考えられるが、領域毎の具体的内容は第 5 回実行委員会（6/30）で議論する予定であることが報告された。

5. 第 10 回臨床検査管理医講習・認定試験 試験実行委員会報告（東田修二 試験実行委員会 委員長）

第 10 回臨床検査管理医講習・認定試験 認定試験実施要領、当日のプログラムが示され、専門医試験と同時に、同会場で 8 月 5 日（日）に、帝京大学板橋キャンパスにおいて実施予定であり、39 名の受験者であることが報告された。

6. 新専門医制度関連事項について（山田俊幸 専門医担当理事）

1) 2018年スタートプログラム制・カリキュラム制専攻医一覧

2018年度スタートのプログラム制専攻医は4名、カリキュラム制専攻医は17名、合計21名であり、通常の当会臨床検査専門医の受験者数とほぼ同数であることが報告された。

2) 2019年専攻医募集における研修基幹施設一覧（新規）

新規で2019年度研修プログラム申請があったのは3プログラムで、東北大学病院、関西医科大学付属病院、徳島大学病院であり、プログラムの無い県は、山形県、茨城県、新潟県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、香川県、沖縄県の8県であることが報告された。

なお、2019年度研修プログラムの新規申請と変更申請については、新専門医制度研修プログラム認定委員会で審査し6月中旬までに日本専門医機構に報告した。このあと、8月までに日本専門医機構での審査、調整があり、9月から専攻医の募集が開始となる。

3) 新専門医制度に関する委員会の名称変更（理事会承認予定）（山田俊幸 専門医担当理事）

現在の日本専門医機構での新専門医制度に関する新専門医制度研修プログラム認定委員会と新専門医制度更新資格審査委員会は、それぞれ、日本専門医機構認定臨床検査専門医研修プログラム認定委員会、日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会と改称することが提案され、承認された。

なお、正式には理事会での承認後となる。

4) 臨床検査専門医制度検討委員会の活動について（山田俊幸 専門医担当理事）

臨床検査専門医制度検討委員会の活動内容についての再確認がされ、以下について検討していくことが確認された。

- ①将来に向けた臨床検査専門医のあり方を議論する。（特に理事長、学会執行部からの依頼事項がある場合）
- ②学会専門医制度、管理医制度のあり方を議論する。（特に、学会専門医の名称、更新のあり方など）
- ③サブスペシャリティ小委員会の親委員会として、特に、学会内サブスペシャリティの必要性などサブスペシャリティのあり方を議論する。

7. その他（矢富裕 審議会 委員長）

・2018年度臨床検査専門医・管理医審議会日程予定

2018年度の開催日程の確認をした。

第2回：9月 1日（土）10：30～12：30：学会事務所

第3回：12月 22日（土）10：30～12：30：学会事務所

ここで、臨床検査専門医・管理医審議会の議事は終了とし、引き続き、評議員資格審査委員会を開催した。

・評議員資格審査委員会（矢富裕 評議員資格審査 委員長）

1) 評議員推薦の資格要件について

細則3. 役員等の選出に関する細則、「第2章 評議員の選出および解任、(2)1) 過去5年間のうち3回以上学術集会に参加し、各々で一般演題を発表し、1回以上は筆頭者として発表した者。」の解釈について、評議員の推薦を検討するにあたり、確認依頼があったため本委員会で協議した。

その結果、過去5年間に3回以上学術集会に参加していること。過去5年間に3回以上一般演題を発表（共同演者を含む）し、1回以上は筆頭者として発表した者、つまり、過去5年間に3回学術集会に参加し、かつ過去5年間のうちに、1年に1題以上の一般演題を3回以上（3年）発表し、そのうち1題は筆頭者として発表することで、学術集会参加と共同演者として発表した学術集会が異なっても構わないとなった。なお、判り易くするため、会則改定委員会に細則改定を依頼することとなった。

矢富裕委員長より閉会の言葉があり、臨床検査専門医・管理医審議会、評議員資格審査委員会を閉会した。